

別表 1 (ワンストップ窓口) 【新規】

市町村が実施する創業支援事業 (室戸市)

創業支援事業の目標
<ul style="list-style-type: none">これまで室戸市役所には、創業等に関する専門の相談窓口はなく、相談があった場合には商工観光深層水課の職員が対応し、県や室戸市商工会の関係機関につないでいた。 (年間相談対応件数4件程度)今回、室戸市役所に、創業支援事業者等と連携して創業相談を受ける窓口を新たに設置し、相談受け入れ体制を強化することで創業相談件数の増加を図る。 これにより、年間相談件数を約2倍の10件とし、うち年間創業者数3件を目標とする。支援対象者数 年間延べ10人、創業者数 年間3人本事業計画に基づき、計画全体で年間創業支援者数延べ16人、年間創業者創出目標延べ5人(実数では5人)とする。なお、各事業計画の支援(相談)件数及び創業者数は以下のとおりとする。 別表1 ワンストップ窓口【相談件数10人/創業者3人】 別表2-1 創業相談事業【相談件数3人/創業者1人】 別表2-2 土佐まるごとビジネスアカデミー【受講者数3人/創業者1人】 <p>※ただし、上記事業は相互に関連しあうため、一人の創業者が複数に支援事業を活用することが想定される。</p>
創業支援事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none">室戸市役所内に創業支援のワンストップ窓口を設け、室戸市商工会、室戸市金融団、県等と連携し創業時の様々な課題を解決する。ワンストップ窓口は、室戸市商工観光深層水課の企業誘致・雇用促進班を窓口を担当者1名を配置し、相談対応を行う。ワンストップ窓口では、県、国、創業支援機関の支援施策を一覧表にまとめるとともに、相談内容に応じて適切な産業支援機関(商工会)や金融機関を紹介できるようにする。ワンストップ相談窓口では、本計画を一貫して円滑に実施するため、各創業支援事業の進捗や達成状況、課題を確認し、事業の手法や構成の見直し、改善を行い、必要に応じて新たな創業支援事業者を加えるなど本計画の拡充を図る。 <p>1. 地域での創業を巡る現在の状況</p> <ul style="list-style-type: none">本市では、商業・飲食業などの一定の集積はみられるが、近年の厳しい経済状況により、事業所数は減少しており、市街地における空き店舗率は微増傾向にある。新規創業者も縮小傾向にあることがうかがえる。 <p>2. 地域での創業を阻害していると思われる要因</p> <ul style="list-style-type: none">本市での創業を阻害していると思われる要因は、高齢化、人口減少による市内消費購買力の低下、大規模小売店舗の郊外進出、さらには、ネット販売、通信販売などが挙げられ、小売業を取巻く環境は厳しさを増している。また、市として創業者を支援するための体制が整っていないことに加え、創業をサポートする各関係機関との連携も構築できていないため、実効性の高い事業の実施とその継続ができていないことが考えられる。 <p>3. 2. の要因を解決するために必要と考えられる事項(創業支援事業を必要とする事項)</p>

- ・現在本市では、創業等に関する専門の相談窓口はなく、相談があった場合は職員が対応し、関係機関につないでいる。今後、創業に関する支援を明確化し、関係機関との連携により、体制やPRを強化することで創業支援の底上げを図る。

【創業に必要な要素と各連携機関が担う役割】

1. 地域資源の活用の仕方（地域に眠る宝への気づき）

- ・室戸市は高知県東部に位置し、海と山に囲まれており、以前は遠洋漁業の基地として栄えたこともあり、現在でも漁業が盛んである。近年はその立地を活かし、日本で最初の海洋深層水の取水施設が設置され、海洋深層水を活かした飲料水や食品などの製造や深層水を活用したスジアオノリの養殖などが盛んである。一方、陸地では備長炭の一大生産地であり、最近では土佐備長炭が再評価されだしたことから、備長炭の製造販売で起業する若者などもでてきている。農業では、施設園芸（ナス）や果樹、西山金時（サツマイモ）等の栽培も盛んであり、海の幸、山の幸に恵まれた地域である。

さらに平成23年に世界ジオパークに認定され、観光客が増加（平成22年：461,964人 → 平成26年：632,880人）している。

こうした観光資源を活用した創業や、豊富な食材のブランド化（6次産業化）などにより、産地としての収益力を高めるために創業するケースが想定される。

そのため市は、創業支援機関と連携し、地域資源に関する情報提供を行うとともに、資源の有効活用に向けて生産者のマッチングを図るなど、地域内での連携を図る。

2. ターゲット市場の見つけ方

- ・室戸市商工会が、市場ニーズを把握し、創業相談者に情報提供する。

3. ビジネスモデルの構築の仕方

- ・室戸市商工会と室戸市金融団（四国銀行、高知銀行、高知信用金庫）が連携し、市場性、市場規模、採算性等についてのアドバイスを実施し、ビジネスモデル構築に向けた支援を行う。

また、県が創業や商品開発、マーケティング、経営スキルアップなど産業人材育成のため、土佐まるごとアカデミー（以下、土佐MBAという。）を開催する。

4. 売れる商品・サービスの作り方

- ・室戸市商工会が、商品・サービスに対し、専門的知見に基づき強み、弱みを分析しアドバイスをを行う。

5. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

- ・市と創業支援機関（室戸市商工会等）が連携し、専門家派遣等の制度を活用し、販売先、ターゲット、販売方法、価格についてのアドバイスをを行う。

6. 資金調達

- ・室戸市金融団（四国銀行、高知銀行、高知信用金庫）において、資金調達へのアドバイスや金融支援を行う。

7. 事業計画書の作成

- ・ビジネスプランが具体化してきた案件について、創業支援機関（室戸市商工会等）や室戸市金融団（四国銀行、高知銀行、高知信用金庫）が、事業計画書の策定を支援するとともにブラッシュアップを行う。

また、補助金等の申請については、室戸市、室戸市商工会、室戸市金融団（四国銀行、高知銀行、高知信用金庫）が連携してサポートを行う。

8. 許認可、手続き

- ・室戸市担当課、室戸市商工会において、創業手続き・許認可についてのアドバイス、関係機関への連絡を行う。

9. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

- ・室戸市商工会が、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスを行う。

【各事業の共通事項について】

<事業の周知>

- ・市及び創業支援事業者等は、本計画における支援事業の開催案内等について、お互いが協力しあい、広報紙やホームページへの掲載等を行い、広く市民や創業希望者に周知を図る。

<創業支援機関との連携>

- ・市と室戸市商工会、室戸市金融団は、創業に関する情報を定期的に共有する。創業相談が持ち込まれた場合は、創業支援対象者の同意を得つつ、守秘義務に配慮しながら市と情報を共有し、適切なアドバイスを実施する。

<支援の対象>

- ・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる事業を行う創業者には、支援を行わないものとする。各連携機関にもこの方針を徹底する。
- ・なお、業種だけでは判断が難しい事業については、必要に応じ、新たに開始しようとする事業の内容に係る確認書等の提出を求め、当該事業の内容に問題があると認められる場合は、支援を行わないこととする。

<特定支援事業証明書発行手順>

- ・別表2-1参照
- ・別表2-2参照

<設定した目標に対する事業の進捗状況の確認>

- ・本創業支援事業計画の全体の進捗状況を室戸市が把握することとする。
- ・市及び創業支援事業者等は、本計画に記載する各種支援事業で支援した相談窓口への来訪者などの数を管理して名簿や集計表の作成等により把握するとともに、複数回相談に来た者や創業希望者等に対しては、予め、実態調査等に利用することを説明し、本人の了解を得たうえで、個人情報の提供を受ける。
- ・提供された個人情報は適切に保護・管理を行い、その後、アンケートやヒアリング調査により、創業の状況を把握し、創業実現までハンズオンで支援できるようにする。
- ・創業後についても、室戸市商工会や室戸市金融団等と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていく。

<創業後の継続支援>

- ・創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について、市や商工会は、専門家に繋ぐなど、創業を行った者に対する実効性の高い継続支援を行う。
- ・室戸市は、室戸市商工会などと連携し、相談者の創業状況や創業後も継続的なフォローアップを行う。
- ・市からは、利子補給制度を講じることにより、創業後も事業者の経営改善や近代化を図っていくため応援とサポートを行う。

(2) 創業支援事業の実施方法

- ・ 室戸市商工観光深層水課に担当者1名を配置し、ワンストップ窓口を設置する。
市民に対して、室戸市の広報紙において、相談窓口の設置をPRしていくこととする。
- ・ 関係機関との連携を密にするため、定期的に各創業支援機関の担当者と意見交換の場を持ち、支援情報の共有化を図る。

計画期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日

別表 2-1 (創業相談) 【拡充・特定創業支援事業】

市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 室戸市商工会</p> <p>(2) 住所 高知県室戸市室津2605番地先</p> <p>(3) 代表者の氏名 会長 富岡 一成</p> <p>(4) 連絡先 TEL : 0887-22-0001 FAX : 0887-22-2311 (担当 : 尾崎 三谷)</p>
創業支援事業の目標
<ul style="list-style-type: none">・当商工会においては現在年間の創業相談件数2件程度であり、管内小規模事業者の持続的経営発展のために継続的支援等を積極的に取り組んでおり、その中で新規創業者に対しても室戸市役所や室戸市金融団と連携して、当商工会に「ワンストップ創業相談窓口」を開設する。・また、ワンストップ創業相談窓口で専門的指導が必要と判断した場合には、「個別相談」として、専門家からの指導を個別に行う。・今回、創業相談として「ワンストップ創業相談窓口」と「個別相談」を実施し、創業支援強化にあたることで、合わせて年間相談件数を50%増の3件とし、うち年間創業者数1件を目標とする。 ・支援対象者数 年間延べ3人、創業者数年間1人
創業支援事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援事業の内容</p> <p><ワンストップ創業相談窓口> 【新規】</p> <ul style="list-style-type: none">・室戸市の「ワンストップ創業相談窓口」と連携する。・室戸市に設置するワンストップ創業窓口や地域金融団と連携し、創業に係る様々な課題について支援を行い解決を図りながら創業に向けての支援を行う。・創業希望者に対し創業に係る国・地方公共団体等の様々な支援制度の情報を提供し、創業計画書の作成など支援制度の申請に向けたサポートを行う。・市や商工会等の担当者では対応できない高度な経営課題については専門家派遣制度を活用し、課題解決を行う。・創業希望者に対し支援した内容を柔軟に室戸市や地域金融機関へ情報提供を行い情報の共有化を図る。・相談に訪れた創業希望者等に対しては、創業に役立つ様々な知識を効果的・集中的に習得できるよう、「個別相談」等の活用を促す。 <p><個別相談> 【既存・特定創業支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none">・個別相談は、「ワンストップ創業相談窓口」等での相談において、専門的指導が必要と判断した場合には、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士等の専門家による個別指導を行う。・創業者に対して、個別でその度創業相談に応じることで創業者に合ったアドバイスを行う。・当所は、個別相談者毎に支援開始から創業に至るまでの「創業支援実績簿」(カルテ)を作成する。・創業支援実績簿は、支援項目を「経営・財務・人材育成・販路開拓」の特定創業支援相談内容別支援項目に分類し、各項目の知識習得の状況に合わせて、1カ月程度にわたり4

回以上継続して支援し、全項目の知識を習得させる創業相談支援事業を「特定創業支援事業」とする。

- これにより、支援内容の範囲や支援終了の判断基準を統一化するため、支援機関に関わらず、創業者が習得する知識の平準化を図る。
- 個別指導者が指導を行う際には、項目を確認しながら支援を行うこととする。
- 個別指導をする際は、支援内容を特定創業支援項目（経営・財務・人材育成・販路開拓）の分類に従い、各分野に関する偏りのない知識の習得を支援する等、効果的な指導を行う。
- 創業支援実績簿を基に「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認できる者については、修了者名簿(氏名、住所、連絡先、支援日時、支援内容のほか、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認するに至った旨の経緯等を記載)を、直ちに市に提出する。
- 証明書の発行は、市が本人からの発行依頼に基づき、修了者名簿や免許証等で確認して行う。
- 証明書の発行後は、申請書に記載された創業予定に基づき、市が創業等に関する追跡調査を行う。

<特定創業支援事業について>

相談内容 支援内容確認項目

- | | |
|------|---|
| 経営 | • 経営理念が明確であるかどうか、明確でない場合の経営理念の明確化の支援
• 経営戦略策定（PDCAサイクルに基づいた経営戦略、ターゲティング等）の支援
• 事業計画書の作成支援 |
| 財務 | • 資金計画が明確であるかどうか、明確でない場合の資金計画の策定支援
• 記帳に関する支援
• 創業に関する融資制度の情報提供 |
| 人材育成 | • 人材が確保できているかどうか、できていない場合は求人に関するアドバイスを行う。
• 労働保険に関する支援
• 就業規則や社会保険に関するアドバイスについては専門家派遣を活用し支援を行う。 |
| 販路開拓 | • 広告宣伝、販促ツール（ウェブ、DMやチラシ、パンフレット等）に関する支援
• 販路開拓に活用することのできる様々な支援制度の情報提供及び申請の支援
• 各種商談会などの情報提供を行い販路開拓に向けた機会を得るための支援を行う。 |

(2) 創業支援事業の実施方法

<ワンストップ創業相談窓口及び個別相談>

- 市と連携し、パンフレットやHPの広報等にて、広く市民や創業希望者に周知を図る。
- 当商工会の「ワンストップ創業相談窓口」は、室戸市のワンストップ創業窓口や室戸市金融団と連携することにより、窓口強化を実施することで創業者の方の相談に柔軟に対応し、適切なアドバイスを行っていく。当商工会に在籍している2名の経営指導員の他、記帳や労働保険に関する相談に対して4名の職員が相談内容に応じ柔軟にアドバイスを行う。
- また、創業後も併走型の経営支援を行い、事業の成長に向けたアドバイスや各種支援制度の活用を行い、引き続き支援を行っていく。
特に高度な相談内容に対しては高知県商工会連合会が提供する専門家派遣を活用し、税務・労務・販路開拓など相談内容に対する専門家による課題解決を行っていく。

- ・ワンストップ創業相談窓口において創業支援を実施した者に対しては、連携している金融機関の融資制度の円滑な利用や創業状況の確認が可能となるよう、個人情報の取り扱いに留意しながら、市、金融機関との情報共有を行う。

計画期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日

別表 2-2 (土佐まるごとビジネスアカデミー) 【拡充・特定創業支援事業】
市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	高知県
(2) 住所	高知市丸ノ内 1-2-20
(3) 代表者の氏名	高知県知事 尾崎 正直
(4) 連絡先	高知県産学官民連携センター 担当：保志場、岡崎 電話：088-821-7111 FAX：088-821-7112
創業支援事業の目標	
(目標の根拠) <ul style="list-style-type: none"> ・高知県は、地域での産業振興に取り組む人材育成(創業含む)のため、ビジネス支援研修「土佐まるごとビジネスアカデミー(以下、土佐MBAという)」を開催する。 ・平成24年度から実施しており、26年度の受講者は延べ1,921名であった。(そのうち創業者数は十数名) ・本事業は、県内全市町村在住者を対象としているが、高知市内で開催しているため、参加者の約半数は高知市在住者または高知市での創業を希望する者である。 ・今回、各市町村及び市町村と連携する商工団体等と連携した計画に参画することで、より広く周知やフォローアップを図り、県内の創業者の増加を図る。 ・これにより、本計画(室戸市)における本事業では、当該自治体における在住者や創業希望者3人が受講することを目指し、そのうち1人の創業実現を目標とする。 ・支援対象者数 年間3人(室戸市目標)、創業者数 年間1人(室戸市目標) 	
創業支援事業の内容及び実施方法	
(1) 創業支援事業の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・地域での産業振興に取り組む人材育成(創業含む)のため、起業や経営ノウハウの習得、ビジネススキルの向上、ビジネスの実践などを旨とする県民を対象とした「土佐まるごとビジネスアカデミー(土佐MBA)」を開催する。 ・開催期間：毎年4月～2月(予定)、受講料：無料～2,500円又は5,000円(受講講座、科目による) ・講師として、大学の教授はじめ、中小企業診断士・税理士等の士業、創業コーディネーター等を招聘する。また、土佐MBA相談員を配置し、受講後におけるフォローアップ体制を強化する。 ・平成27年度は、以下の9コース、全105講座(コース内の各科目における講座は、入門編1講座、その他の科目は4～5講座で構成され、1講座あたり主に90分～2時間)について、年間を通じ継続的に実施する。なおコース、科目、講座の内容及び構成は、毎年度見直すこととする。 ・「土佐まるごとビジネスアカデミー」のうち、本計画における「特定創業支援事業」の要件とする講座は、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得でき、4回以上かつ1ヶ月以上の継続的な期間で実施するよう構成する。そのため講座の中から、上記の知識が習得できる講座を選定し、各講座を4つの分類(【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】)のいずれかに指定する(複数指定することも可。) 	

- ・平成27年度 講座と分類別紙のとおり。

(2) 創業支援事業の実施方法

- ・市町村と連携し、県のホームページ、新聞広告等により土佐MBA受講者を募集する。また、市町村の創業相談窓口等においても受講者募集のPRを行う。
- ・カリキュラム内容、講師選定などは、参加者や産学官民の関係機関からの意見を基に、次年度カリキュラム等を企画する。
- ・受講者の情報について、利用方法について本人の了解のもと、氏名、住所、受講日、受講内容などの受講履歴を一括管理する。
- ・これにより、設定した目標に対する事業の進捗状況の確認や創業支援事業者間の情報共有を行う。
- ・提供された個人情報をもとに、市町村役場と創業支援事業者は連携して、ヒアリング等によるフォローアップを適時行うとともに、創業者数等の設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。
- ・受講者本人の委任状により市町村から受講履歴の照会があった場合は、市町村に対して受講履歴の情報提供を行う。(名簿の管理については、個人情報保護法を順守する。)

<特定支援事業証明書発行手順>

- ・特定創業支援事業の募集時に、予め、本事業が特定創業支援事業であり、要件を満たし「経営、財務、人材育成、販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認できる者については、特定創業支援事業を受けた者として、支援があることを周知する。
- ・特定支援事業の証明書の発行を受けようとする者は、市町村の創業相談窓口にて証明書の発行を受けたい旨を伝え、高知県産学官民連携センターあての委任状を市町村に提出する。
- ・証明書の発行を希望する者から委任状を受け取った市町村は、高知県産学官民連携センターに委任状を添えて受講履歴を照会する。
- ・産学官民連携センターは、依頼のあった市町村に対して受講履歴の情報提供を行う。
- ・市町村は、その受講履歴や免許証等を確認し、本人であり、特定支援事業の要件を満たしていると確認できた場合に、証明書を発行する。
- ・特定創業支援事業の資格を満たす条件は、次の①～③のすべてを満たす受講者を「特定創業支援事業」を受けた者とする。
 - ① 4つの分類からそれぞれ1つ以上の講座を受講(4回以上)していること。
 - ② 4回以上かつ1ヶ月以上にわたる継続的な受講をしていること。
 - ③ 4つの知識を身につけたと認められること。
- ・証明書の発行後は、市町村役場は、申請書に記載された創業予定に基づき、創業の有無や実績報告等追跡調査を行う。

計画期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日